

障害保健福祉施策の推進に係る工程表

骨格提言での指摘事項	2010~2012(平成22~24)年度	2013(平成25)年度	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度
【1. 法の理念・目的・範囲】 ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現し、地域で自立した生活を営む権利。 ・保護の対象から権利の主体へ、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。	障害者基本法改正(H23.8) (共生社会の実現に向け、基本原則を定め、障害者の定義、施策等についても改正)			
【2. 障害(者)の範囲】 ・総合福祉法の障害者(障害児)は障害者基本法に規定する障害者をいう。 ・心身の機能の障害には慢性疾患に伴う機能障害を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的の改正(新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記) ● 基本理念の創設 ● 障害福祉サービス等の対象に新たに難病の者等を追加 			
【3. 選択と決定(支給決定)】 ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ・合議機関の設置と不服申立。	区分認定データの検証等 → モデル事業、ソフト開発・研修等の実施 → ▲ 障害程度区分を障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる障害支援区分に見直し ※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。 障害支援区分を含めた支給決定の在り方について検討			
【4. 支援(サービス)体系】 ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアホームのグループホームへの一元化 ● 重度訪問介護の対象拡大 ● 地域生活支援事業の追加 (障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等) 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討			
【5. 地域移行】 ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記。 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ・ピアサポーターの活用。	▲ 地域移行支援の対象拡大			
【6. 地域生活の基盤整備】 ・計画的な推進のため地域基盤整備10カ年戦略策定の法定化。 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本指針と整備計画を示す。 ・地域生活支援協議会の設置。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援協議会の名称の弾力化と当事者や家族の参画の明確化 第三期障害福祉計画(H24~H26) 第四期障害福祉計画(H27~H29) <ul style="list-style-type: none"> ● 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しの法定化 ● 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定 			
【7. 利用者負担】 ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。	市町村民税非課税世帯の利用者負担無料(H22.4~) 応能負担を原則とすることを法律上も明記、高額障害福祉サービス等給付費等を補装具と合算することで、利用者負担を軽減(H24.4~) 自立支援医療の利用者負担等は引き続き検討			
【8. 相談支援・9. 権利擁護】 ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。複合的な相談支援体制の整備。 ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立ての全てに対応する。 ・オンブズマンの制度の創設、虐待の防止と早期発見。	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討			
【10. 報酬と人材確保】 ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅支援に係る報酬は時間割とする。 ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。	基金事業による福祉・介護職員の処遇改善 → 報酬改定で処遇改善加算(引き続き福祉・介護職員の処遇が図られる水準を担保)(H24.4~) → 報酬改定			

★ 法律の施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)

22年改正法

障害者基本法の改正

障害者総合支援法

その他

骨格提言の主な事項	平成22年～平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
<p>【1. 法の理念・目的・範囲】</p> <p>○障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現し、地域で自立した生活を営む権利。</p> <p>○保護の対象から権利の主体へ、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。</p>		<p>共生社会の実現に向けた、基本原則を定め、障害者の定義、施策等についても改正 (平成23年8月～)</p>	<p>法に基づく日常生活、社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる</p>	
<p>【2. 障害(者)の範囲】</p> <p>○総合福祉法の障害者(障害児)は障害者基本法に規定する障害者をいう。</p> <p>○心身の機能の障害には慢性疾患に伴う機能障害を含む。</p>	<p>発達障害についても障害者自立支援法の対象とする(平成22年12月～)</p>	<p>身体障害・知的障害・精神障害その他の心身の機能の障害のある者を障害者と規定 (平成23年8月～)</p>	<p>治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病であって一定の障害がある者を福祉サービスの対象とする</p>	
<p>【3. 選択と決定(支給決定)】</p> <p>○障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。</p> <p>○サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。</p> <p>○協議調整により必要十分な支給量が保障される。</p> <p>○合議機関の設置と不服申立。</p>	<p>障害者等の置かれている環境を勘案し、支給決定を行うことを法律上明記</p> <p>サービス等利用計画案の作成対象者を平成26年度末までにすべての支給決定の申請者に拡大 また、計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記</p>	<p>区分認定データの検証等</p> <p>モデル事業、ソフト開発・研修等の実施</p> <p>〔 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う 〕</p>	<p>障害程度区分を障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる障害支援区分に見直し</p>	<p>障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討(検討に当たっては、障害者、家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする)</p>
<p>【4. 支援(サービス)体系】</p> <p>○障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。</p> <p>○「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。</p>	<p>新体系への移行完了</p> <p>研修実施</p> <p>地域の就労支援の在り方研究会</p>	<p>重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化(同行援護)(平成23年10月～)</p> <p>グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(平成23年10月～)</p> <p>介護職員が一定の研修を受講することを要件として、たんの吸引等を実施する仕組みを制度化</p> <p>常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討(検討に当たっては、障害者、家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする)</p>	<p>住居でのケアが柔軟にできるよう、ケアホームをグループホームに一元化</p> <p>重度訪問介護の対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大</p>	<p>市町村が行う地域生活支援事業として、地域社会に対する普及啓発や障害者、障害者等の家族、地域住民等が自発的に行う活動の支援、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加</p> <p>都道府県が行う地域生活支援事業として、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣の事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を追加</p>

障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)

22年改正法

障害者基本法の改正

障害者総合支援法

その他

骨格提言の主な事項	平成22年～平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
【5. 地域移行】 ○国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記。 ○地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ○ピアサポーターの活用。		地域移行支援(精神科病院に入院している者等が地域に移行する際の支援)を個別給付化	地域移行支援の対象者に新たに、地域生活への移行に重点的な支援が必要な者(※)を追加。(※保護施設、矯正施設等を退所する障害者を想定)	
		地域定着支援(単身生活の者についての常時連絡体制を整備し緊急時等の相談に応じる。)を個別給付化		
【6. 地域生活の基盤整備】 ○計画的な推進のため地域基盤整備10年戦略策定の法定化。 ○市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本指針と整備計画を示す。 ○地域生活支援協議会の設置。	第二期障害福祉計画	第三期障害福祉計画	第四期障害福祉計画	
	自立支援協議会を法律上位置付け、計画の策定・変更に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努める。			
	協議会の名称を地域の実情に応じて定めることができるようにするとともに、自治体は協議会の設置がさらに促進されるよう努めることとする。また、構成員に障害者等を含むことを明記			
	国は基本指針で障害福祉サービスの提供体制の目標を定める。策定に当たっては、障害者等の意見を聴く 国は障害者等を取り巻く環境その他の事情を勘案して必要があると認めるときは速やかに基本指針を変更する 地域の潜在的ニーズを把握した上で医療、教育との連携に関する事項について障害福祉計画を策定するよう努める。また、市町村及び都道府県は、調査、分析、評価を行い、必要があるときは計画を変更又はその他必要な措置を講ずる 市町村、都道府県は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を新たに定めるものとする			
【7. 利用者負担】 ○食材費や光熱水費等は自己負担とする。 ○障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。		・応能負担を原則とすることを法律上も明記 ・高額障害福祉サービス等給付費等について補装具と合算することで、利用者負担を軽減		
	生活保護世帯に加え、新たに市町村民税非課税世帯の利用者負担を無料化			
【8. 相談支援、9権利擁護】 ○対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ○障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。複合的な相談支援体制の整備。 ○権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立ての全てに対応する。 ○オンブズパーソンの制度の創設、虐待の防止と早期発見。	自立支援医療の利用者負担等は引続き検討	計画相談支援・障害児相談支援と地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化		
		市町村に基幹相談支援センターを設置		
		基幹相談支援センターと地域の事業者、民生委員、意思疎通支援を行う者を養成し又は派遣する事業の関係者等との連携強化		
		相談支援事業者の責務に、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者の立場に立った支援を行うことを明記		
		身体障害者相談員・知的障害者相談員に関係者との連携の努力義務を規定		
		成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化		
		知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定		
	障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討			
	障害者虐待防止法の施行(虐待の禁止、国・地方公共団体の責務等)			
	差別禁止部会の開催	障害を理由とする差別の禁止に関する法律(仮称)の法案提出を目指す		
【10. 報酬と人材確保】 ○利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅支援に係る報酬は時間割とする。 ○福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。	基金事業による福祉・介護職員の処遇改善	報酬改定で処遇改善加算等を設け、引き続き福祉・介護職員の処遇改善が図られる水準を担保		報酬改定